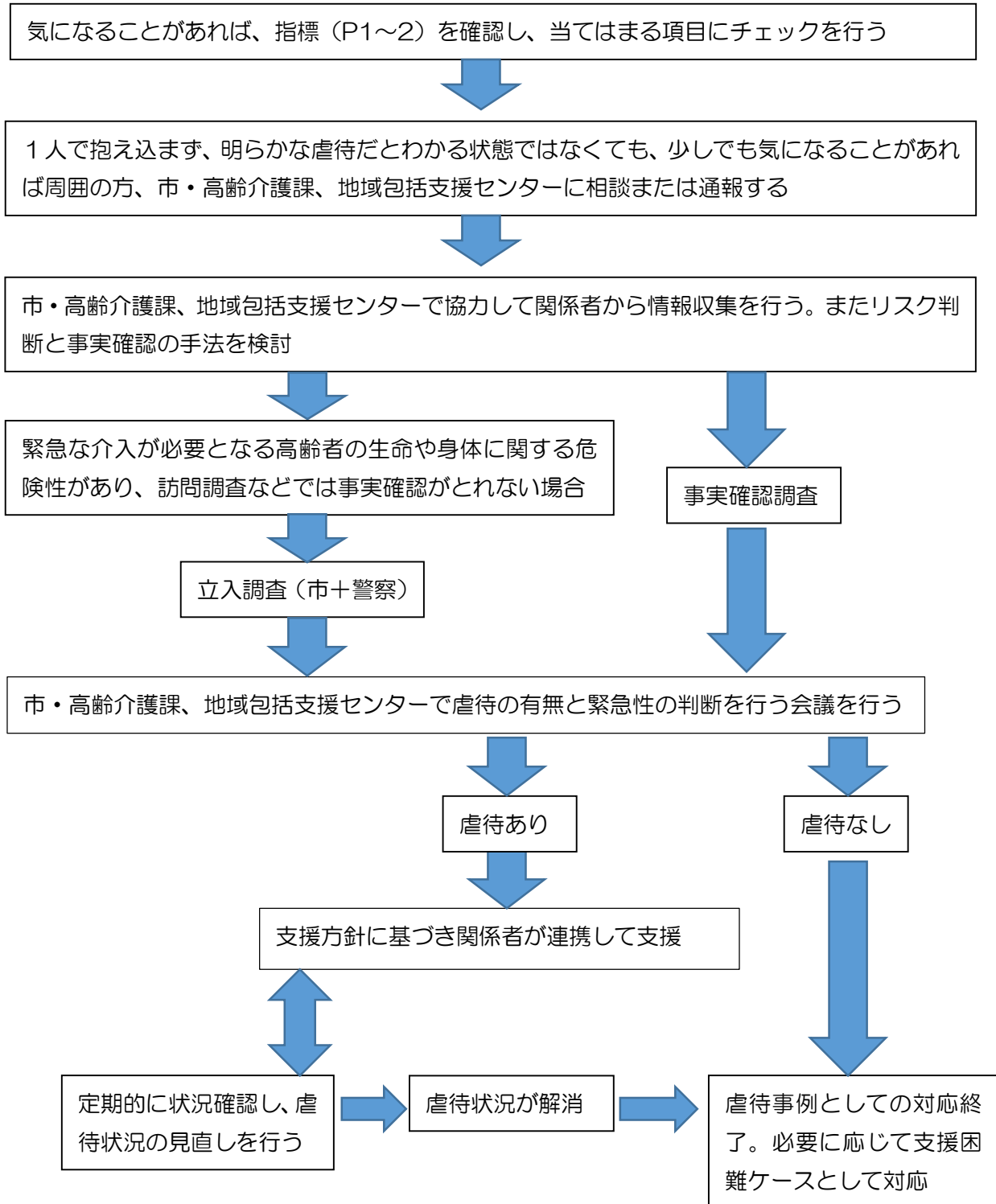


## 虐待対応の流れ

虐待の相談から終結までの対応の流れをご確認ください。

### フローチャート



## 知っておきたい高齢者虐待防止法

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、65歳以上の高齢者に対する養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）と、養介護施設従事者等（老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設または養介護事業の業務に従事する職員等）による不適切な行為を指します。養護者による虐待については、養護者を支援することも法律に明記されています。

（目的）

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### 介護従事者の役割

高齢者虐待を発見しやすい立場にある者（医師、保健師、弁護士、高齢者の福祉に職務上関係のある者）は、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません（第5条）

また、生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない通報義務もあります（第7条第1項）

### 個人情報保護法との関係性

職務上知りえた個人情報を守る義務がありますが、高齢者虐待の通報義務は、法律で守秘義務よりも優先されています。（高齢者虐待防止法第7条第3項）

## 虐待かもしれないと感じたら相談してください

高齢者虐待防止法（第7条第2項）は、国民に対して、生命や身体に重大な危険が生じていない場合でも「虐待を受けたと思われる高齢者」について、市町村に通報することを求めています。気になることが少しでもあれば、ご相談ください。



通報することで、通報者が本人や家族との信頼関係が壊れないように配慮を行ったり、役割分担をしながら、本人や家族を支援します